令和5年7月　　　日

飯豊町選挙管理委員会委員長 殿

飯豊町議会議員選挙

候補者氏名

**選挙運動中事務員等届出書**

　公職選挙法第197条の2第2項の規定により報酬を支給する者を次のとおり届け出ます。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 氏名 | 住所 | 年齢 | 性別 | 使用する者の別 | 使用する期間 | 備考 |
| 1 |  |  |  |  |  | 自　　月　　日至　　月　　日 |  |
| 2 |  |  |  |  |  | 自　　月　　日至　　月　　日 |  |
| ３ |  |  |  |  |  | 自　　月　　日至　　月　　日 |  |
| 4 |  |  |  |  |  | 自　　月　　日至　　月　　日 |  |
| 5 |  |  |  |  |  | 自　　月　　日至　　月　　日 |  |
| 6 |  |  |  |  |  | 自　　月　　日至　　月　　日 |  |
| 7 |  |  |  |  |  | 自　　月　　日至　　月　　日 |  |
| 8 |  |  |  |  |  | 自　　月　　日至　　月　　日 |  |
| 9 |  |  |  |  |  | 自　　月　　日至　　月　　日 |  |
| 10 |  |  |  |  |  | 自　　月　　日至　　月　　日 |  |

(備考)1.既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて新たに異なる者を届け出る場合においては、その者の氏名を｢備考｣欄に記載してください。

2.同じ日に使用するものが7人を超えることはできません。

3.年齢満18歳未満の者を届け出ることはできません。

4.使用期間中、異なる事務員を使用する場合は、実人員は35人を超えることはできません。

5.｢使用する者の別｣の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあっては｢事務員｣と、専ら公職選挙法第141条第1項の規定による選挙運動用自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあっては｢車上運動員｣と、専ら手話通訳のために使用する者にあっては｢手話通訳者｣と、専ら要約筆記のために使用する者にあっては｢要約筆記者｣と記載してください。

6.候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

――――――――――――――――――――――――――――――――――――

事務処理欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受付日時 | 令和5年7月　　日　午前･午後　　　時　　　分 | 受付者 |  |